

敦煌研究院藏「北魏敦煌鎮軍官籍簿」 （敦研068號）について

山口 正晃

はじめに

敦煌研究院所蔵の第068號という番號の附された一枚の寫本（以下、本稿では「68號文獻」と略稱）は、近年出版された『甘肅藏敦煌文獻』（甘肅人民出版社、1999年；以下、本稿では『甘肅圖録』と略稱）では正面が「北魏禁軍軍官籍簿」という名稱で収録されている。筆者はこの名稱を初めて見たとき、北魏の禁軍のものがなぜ敦煌にあるのだろうか、という素朴な疑問を感じずにはおれなかった。その後、この文獻の内容を検討してゆくうちに、やはりこれは禁軍のものではないと確信するに至った。小論を草する次第である。

またこの「68號文獻」の内容を検討する過程で、史料上に現れることの少ない、従って従来あまり顧みられることのなかった北魏時代の地方軍官の具体的な姿・在りようについて、その一端を知る手掛かりをも得た。あわせて論じ、大方の御批判を仰ぎたい。

一．先行研究の紹介

『甘肅圖録』の各冊末尾には「叙録」が附され¹、それぞれ収録する各文獻に関する概略が説明されている。それによれば、「68號文獻」は本来「職官花名冊」という名稱が付けられていたものを、楊森氏の論考²によって現在の名稱に改めたと記されている³。またこの楊氏の説に對しては、筆者が疑問を持つより前、すでに湯長平⁴・張金龍⁵の兩氏によって異論が提出されており、現在のところ三者三様の説が鼎立している状況にある。そこで本章では、まず三氏の論旨を紹介（行論の便宜上、要點ごとに箇條書きにし、番號を附す）した上で、各説に對して簡単な検討

1 この叙録は、『敦煌研究文集：紀念敦煌莫高窟藏經洞發現一百周年（敦煌研究院藏敦煌文獻研究篇）』敦煌研究院編、甘肅民族出版社、2000）にも再録されている。

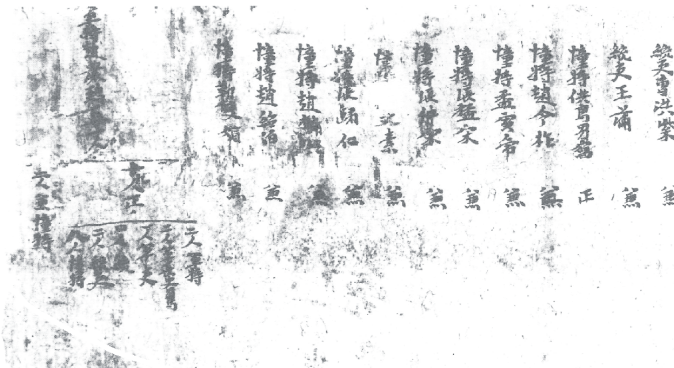
2 「敦煌研究院藏〈北魏禁軍軍官籍簿〉考述」（『敦煌研究』1987年第2期、のち注(1)所引『敦煌研究文集』に再掲）

を加えた後、章を改めて自説を述べることとする。

a) 楊森氏の説

① 本文獻は前後兩段に分けられ、前段は軍官の名籍の殘卷であり、「軍銜」「姓名」「正職・兼職の別」の三項目が立てられる。後段には軍官名籍の總計が記されるが、これは前段とは別の部隊のものである。そして、もともと前段の前の殘欠部分には後段のような總計が記され、後段の後の殘欠部分には前段のような個々の軍官の名簿が記されていたはず、と推斷。

② 『魏書』官氏志のいわゆる「太和前令」には、宿衛軍將（第五品中）・宿衛統（從第六品上）・宿衛幢將（從第七品上）・宿衛軍司馬（從第八品上）・宿衛軍吏（從第九品上）・統史（從第九品上）といった官職名が見えるが、これらと「68號



敦煌研究院第68號文獻

-
- 3 また本文獻の基礎的なデータとして、長さ（横）27.1cm、高さ（縦）27.8cm、白麻紙、兩側面が殘欠、といった事が記されている。
 - 4 湯長平「敦煌研究院藏《北魏軍官籍簿》辨析」（『敦煌學輯刊』1998年第2期、のち注(1)所引『敦煌研究文集』）に再掲
 - 5 張金龍『魏晉南北朝禁衛武官制度研究』（中華書局、2004）の第十六章「史籍所見北魏前期禁衛武官制度」

【録文】

19 18 17 16 15 14 13	12 11 10 09 08 07 06 05 04 03 02 01
軍將趙農鷄下廿一人	統史曹洪紫 統史王滿 幢將供鳥男寫 幢將趙令杵 幢將孟寅虎 幢將張盪宋 幢將張仲宋 幢將張歸仁 幢將趙□□素 幢將趙紹伯 幢將趙伯 幢將勒雙嬈
二人兼幢將	兼 兼 兼 兼 兼 兼 兼 兼 兼 兼 正 兼 兼 十九人正
二人兼幢將	二人軍將 二人軍長史司馬 一人軍吏 四人統 二人統吏 八人幢將

文獻』記載の官名が基本的に一致。但し、『魏書』官氏志では統史以外、すべて「宿衛（＝禁軍）」の二字を冠するが、「68號文獻」ではこの二文字はない。

②-1 『魏書』列傳中に「軍將」「幢將」の事例を求めると、全て「宿衛」の二字を省略しているものの、ほとんどは禁軍の事例である（軍將は地方軍の例も有るが、幢將はすべて禁軍）。従って、「宿衛」を書かない「68號文獻」もまた、禁軍のものと言える。

⇒ 以上により、これは北魏禁軍軍官の籍簿である。

③ 『魏書』官氏志の「太祖登國元年(386) …是年置都統長、又置幢將及外朝大人官。……（孝文帝太和）四年（480）省二部内部幢將」という記載により、幢將が置かれていた期間は386～480年の間。従って、本文獻の書寫年代もまたその間。

④ なぜ禁軍の名籍が敦煌の地に残されていたのか、という疑問に対する説明として、二つの可能性を指摘。

④-1 禁軍の將領あるいは禁軍を統轄していた皇族が持ってきた。

④-2 本文獻の背面は佛典（『佛名經』の類）であることから、これは僧侶が持ってきたもの。

b) 張金龍氏の説

〔楊説に對する疑義〕

① もしこれが北魏前期の禁軍軍官籍簿であるとすると、この文獻は都の平城から敦煌に傳わった、という事を意味するが、そもそも、北魏禁軍にこのような名籍を作成する制度が備わっていたのか不明。仮にそれがあったとしても、そうした名籍は極秘事項であり、なぜ敦煌にまで流れたのか、疑問。

② 北魏（特に前期）の禁軍は鮮卑拓跋部もしくはそれに附随する部落の人間が擔當していたが、「68號文獻」に見える人名は、一部を除いてほとんど漢族であり、しかも河西の大姓である張氏と趙氏が最も多い。

〔楊説に代わる新説〕

③ 「68號文獻」に見える「軍將」「幢（幢）將」といった軍職名について、様々な可能性を指摘。

③-1 柔然に「軍幢の制」があった。

③-2 北涼にも「幢制」があった（柔然から繼承）。

③-3 北魏の河西地方にも「幢制」があった。

（『魏書』9、肅宗紀、正光五年七月「是月、涼州幢帥于菩提・呼延雄執刺史宋穎據州反。」）

③-4 唐から西夏に至るまで、みな「軍將」があった（その下に幢があったか否かは不明）。

④ 結論：この文獻は西魏・北周時期における河西地方軍（郷兵）の「基層軍官籍簿」の可能性が高い。その根拠は、(1)この文獻の體裁（書式）が吐魯番文書の「西魏大統十三年計帳文書」と一致する。(2)北魏後期～北周時期の基層軍事編制である「統軍－軍主－幢主」と、「68號文獻」に見える軍職「軍將－統－幢將」とを比較すると、「統・軍・幢」の制が一致（ただし、軍と統の上下が逆）。

⑤ 唐初の府兵の軍官名簿である可能性も指摘。

c) 湯長平氏の説

① 幢將に着目。正史中の幢將に關する記事を検討した結果、幢將は必ずしも禁軍には限定されず。（歸屬してきた諸族を配屬した「二部（南部と北部）」という組織にも幢將あり）

② 「幢」という軍事單位は北魏の軍隊編制上、禁軍のみならず普遍的に見られ、その將領は「幢將」と呼ばれていたはず（正史中には「幢帥」の語あり。意味上、帥＝將。）

- ③ 「68號文獻」の「正」「兼」に着目すると、特に前半部分の十二人のうち、「兼」が十一人で「正」は一人のみ。このように多数の禁軍軍官が兼職しているのか。
- ④ 北魏の禁軍は鮮卑を中心として胡族が擔當するはずだが、「68號文獻」に見える人名のほとんどは漢族のもの。
- ⑤ 『魏書』官氏志の、いわゆる「太和前令」には宿衛幢將（從第七品上）が見えるが、同「太和後令」には見えない。従って、本文獻の書寫年代の最下限は太和後令の頒布（太和二十三年、499年）より前。
- ⑥ 結論として、この文獻は「北魏軍官籍簿」と名づけるべき。

以上が三氏のおおよその論旨である。これをふまえた上で、あらためて論點をまとめ直すと、まず體裁に關して、最初に「68號文獻」を取り上げた楊氏が提示した見解（楊①）については、各氏異論はないようであり、筆者もまた楊説に同意する。各氏の意見が分かれるのは、内容についてである。まず楊氏は、本文獻中に見えるものとはほぼ一致する官職名を『魏書』官氏志中に見出だし、ただそれが『魏書』官氏志では「宿衛」の二字を冠して記載されていること、また、いくつかある官職のうち特に幢將の『魏書』列傳中に見られる具體例が全て禁軍のもの、という二點から、これを北魏禁軍のものと判断している。これに對して、張・湯兩氏はともに、「禁軍」という點に疑問を呈す。その根據は、(a)禁軍の名籍が敦煌という邊地で發見されることの不自然さ（張①）、(b)北魏禁軍は基本的に鮮卑拓跋部によって構成されていたという事はすでに明らかになっているにもかかわらず、本文獻に見える人名はほとんどが漢族、しかも河西の大姓であること（張②・湯④）、(c)本文獻に見える軍官のうち「兼職」の占める割合が非常に高いが、それは禁軍としては不自然（湯③）、の三點に集約できる。このうち(a)については、楊氏自身その不自然さを認識した上で解釋を試みているが（楊④）⁶、(b)(c)がまだ残っており、やはり「禁軍」という點について大きな疑問が残る。

これに對して張氏の説は、さまざまな可能性を考慮に入れるという點（張③・⑤）において慎重な姿勢が見て取れるが、しかしその結論（張④）にはやはり首肯できない。というのも、その根據(1)については、氏が例證として持ち出している「西魏大統十三年計帳文書」は租税の納付に關する文獻であり、それを本件のような軍

6 ちなみに、楊④-1については、確かにその可能性は否定できないが、しかし楊④-2については、やや強引な説明と言わざるをえない。楊④-2で例證として挙げているのは、北魏廣陽王の元嘉が布施した刺繡が敦煌で發見されたが、元嘉本人は敦煌に來たことはないで、それは僧侶が運んできたものである（『文物』1972年第2期「新發現的北魏刺繡」）、というものである。しかし、本文獻の背面に記されている佛典は「抄寫」の類であって、そのような物をわざわざ持ち運んできたとは考えにくい。布施した刺繡と反故紙に書きつけた寫しを同列に論じることはできないであろう。

官の名簿類と同列に論じてよいのか大いに疑問を感じる。また根據(2)についてはより根本的な問題がある。北魏後期から北周時期の軍事組織と、本文獻に見える官職名との間に「統」「軍」「幢」の三字が共通することを重視するのはともかくとして、そのうち「統」と「軍」の上下関係が兩者の間で逆転しているというのは、これは決定的な相違点ではないのか。この點に留意すれば、むしろ「68號文獻」は北魏後期から北周時期のものではない、とする論據にもなりうるであろう。従って、張氏の結論について「河西地方軍」という點は首肯できるものの、時代の比定に關しては全く賛成できない。

最後に湯氏の説⁷は、楊森説に關して、北魏前期という時代についてはそのまま認め、ただ「禁軍」に限定することはできない、との立場に立つ。結論から言えば、これが最も穩當な説であろう。本文獻に見える官職名が、「宿衛」の二字を冠しているとはいえほぼそのまま『魏書』官氏志に記載され、かつそのうち例えば「幢將」などは他の時代には見られない以上、これを北魏王朝以外に比定する必然性は全くない。また上記にまとめたような「禁軍と考えることの不自然さ」を考慮に入れると、三氏の中で湯氏の見解が最も納得できる内容を持つ。ただし、これが禁軍のものでないとすると、では一體どこの如何なる軍隊の名籍なのか、この點に關して湯氏は、なんら積極的に言及していない。氏がこの文獻につけた名稱は「北魏軍官籍簿」であり、あくまでも北魏時代の「一般的な軍隊編制」を反映した名籍、という立場のように見受けられる。それはまた、氏の論考中の最大の柱とも言える幢將に關する考證において、「禁軍とは関係のない幢將もいる」「幢は禁軍のみならず北魏の軍隊編制に普遍的に見られる」といった言い回しで結論づけていること（湯①・②）からも窺うことができる。要するに、氏の考察は「禁軍ではない」という點に集約され、その代案として出されたものは「一般的な軍隊」ということになっているのであるが、これが個々の人名の記載される具體的な軍隊の名籍である以上、それでは不十分と言わざるをえないだろう。

次章以降ではこのような點をふまえて、「北魏時代の、かつ禁軍ではない」という湯氏の説を別の側面から補強し、さらに一般的な軍隊編制という所で話を終わらせるのではなく、もう一步考察を進めて具體的にどこのどのような軍隊の名籍であったのか、そこを中心として自説を述べたい。

7 ちなみに、注4と注5を見れば分かる通り、張金龍氏より湯長平氏の研究の方が先に發表されている。しかし、張金龍氏は湯氏の論考に全く言及しておらず、楊森氏の研究のみを取り上げて論を展開しており、従って湯・張兩説の間に繼承關係は存在しない。それを踏まえた上で兩説を比較したとき、少なくとも筆者は湯氏の説の方に説得力を見出だしたため、張氏・湯氏の順番で各説を紹介した。

二. 軍官名の検討

そもそも北魏王朝には、禁軍以外にどのような種類の軍隊が存在していたのだろうか。何茲全氏の研究⁸によれば、北魏には中兵（中央禁軍）の他に、地方軍として州郡には州郡兵が置かれ、また州と同格の軍政区である鎮には鎮戍兵が置かれていたという。まずはこれら州郡兵・鎮戍兵の軍官にはどのようなものがあったのか、確認してみる。

1) 鎮戍兵

まず鎮戍兵について見ると、嚴耕望氏は北魏の軍鎮組織について諸史料中に確認できるものを列挙している⁹が、その中から府官等を除外して軍官と認められるものには以下の七つがある。

①都大將 ②副將 ③統軍・別將 ④軍主 ⑤隊主 ⑥軍將 ⑦戍將

このうち、③・⑤については氏の引用する史料から判断するに北魏末期のものであろうが、本文献は後述するように北魏前期のものと考えられるので、ここでは①・②・④・⑥・⑦のみを対象として考えてよい。ちなみに、①の都大將は鎮の長官であるが、これは鎮の格の上下によって他に大將・將といった名称もあることが指摘される。ここではこれら鎮の長官をまとめて「鎮將」と呼ぶこととする。また④の軍主と⑥の軍將について、嚴氏は次のように説明する。すなわち、州に郡が属するのと同じように、鎮に属する「軍」という下位の軍政区があり、その長官を「軍將」と呼んだ。史料には「軍主」という語も頻見するが、その地位はかなり低く、郡にも比せられるべき「軍」という軍政区の長官とは認められない。つまり、軍將と軍主とは別の軍官である、と。さらに軍將の中でも、特別に地位の高い「軍」の長官は「都將」と呼ばれていた、とも言う。そして組織の全体像として、長官の都大將を筆頭に副將がこれに次ぎ、統軍・軍主・隊主がその下でそれぞれ軍隊を領し、軍將・戍將は郡守や縣令と同じように地方を統治し、かつ統軍や軍主と同様に軍隊をも領す、と述べる。ただし、既述したように、統軍や隊主などは北魏前期にはおそらく存在していなかったため、この点は頭に留めておく必要がある。

氏の見解は、大筋においては認められよう。ただし、若干の検討が必要である。例えば嚴氏は、都將は軍將の中でも特に地位の高いもの、と解している。その根拠としているのは、『魏書』27穆羆傳にある、離石都將の郭洛頭が吐京鎮將の穆羆の

8 何茲全「府兵制前的北朝兵制」（『中華文史論叢』1980年第2期、のち『何茲全文集』第2巻、中華書局、2006に再録）

9 嚴耕望『中國地方行政制度史』（1997年景印四版、中央研究院歷史語言研究所）乙部「魏晉南北朝地方行政制度」下冊、第十一章「北魏軍鎮」。

命令に服さずに免官された、という記事である。離石はもともと独立した鎮であって、吐京鎮の管轄下にあるわけではないにもかかわらず、こうした事態になったのは、このとき離石は「鎮」から「軍」に格下げされて吐京鎮に属していたためだと解釋するのである。そうして、「軍」の長官は本来ならば軍將のはずだが、かつては鎮であった「離石軍」の地位は一般の「軍」よりも高く、そのためにその長官は軍將ではなく「都將」と呼ばれていたのだと。

都將に對する嚴氏のこうした理解に對して、次の史料を検討してみよう。『魏書』30周觀傳を見ると、彼が鎮戍兵の軍官を歴任したことが記されている。

周觀、代人也。驍勇有膂力、每在軍陳、必應募先登。以功進爲軍將長史、尋轉軍將。擊赫連屈丐有功、賜爵安川子、遷北鎮軍將。世祖即位、從討蠕蠕。以軍功進爲都副將、鎮雲中。神農中、又討蠕蠕、大獲、增爵爲侯。從征平涼、進爵金城公、遷爲都將。從破離石胡、加散騎常侍。轉高平鎮將。

「北鎮軍將」「都副將」「都將」「高平鎮將」といったポストを昇進していった事が記されている。ここで問題となる都將に着目すると、その前に「都副將」になったと記されている。もし都將が「特別地位の高い軍將」ならば、都將と軍將との違いは程度の問題であって、逆に言えば両者は本質的に同じはずである。従って軍將にも「軍副將」があってもよいはずだが、少なくとも現存の史料にはそのような軍官名は見出だせない。「特別地位が高い」がために、軍將にはないものが都將にはあったのだろうか。もしくは、現實には「軍副將」は存在していたが、たまたま史料に残されなかっただけなのだろうか。どちらの可能性も確かにあるが、しかし次の點はどうであろうか。周觀傳の都副將は「鎮雲中」とあることから雲中鎮の都副將であり、次の都將も文脈からして同じ雲中鎮内部での昇進であろう。嚴氏説に基づくならば、都將が設置されるのは「鎮」ではなく下級單位の「軍」でなければならないはずである。しかし、この時期（「世祖即位」とあるから太武帝期）に雲中鎮が「鎮」として存在していたとは、嚴氏自身の明らかにしているところである。従って、都將は「軍」の長官ではなく、鎮の中に設置された一つの軍官と解する方がよいのではないか。要するに、軍將とは別個に「都將」「都副將」という軍官が存在していたのである。

以上を綜合すると、北魏前期における鎮戍兵の軍官としては、長官の鎮將・副官の副將を筆頭にその下部組織として都將・都副將などが存在し、鎮管轄下の「軍」の長官に軍將が、また戍の長官に戍將があり、さらにまた都將・軍將・戍將の下にはそれぞれ、軍主やあるいは後に現れる統軍・別將・隊主に代わる下級軍官がおそらく存在していたのであろう。

2) 州郡兵

次に州郡兵の軍官について見ると、正史中にはほとんど實例が残されていない¹⁰。州はあくまでも民政區劃なので、こうした軍官を置いていなかったのかというと、そうではない。何茲全氏が「州郡兵」の存在を指摘したように、刺史が兵を率いる記事は頻見しており、州郡に常備兵があったのは間違いない。ただ、その下部組織に関する記事がほとんどないのである。わずかに、『魏書』7下、孝文帝紀下には

(太和十四年)五月己酉、庫莫奚犯塞、安州都將樓龍兒擊走之。

とあって、「安州都將」の存在が確認できる。安州には鎮が設置された形跡はないので、これは間違いなく州郡兵の軍官である。州の下級單位に「軍」という軍政區など存在するはずもないので、この点からも都將に関する嚴氏の理解が誤りであることが證明されるであろう。また『魏書』78張普惠傳を見ると、

先是、仇池武興氏數反、西垂郡戍、租運久絕。詔普惠以本官爲持節・西道行臺。給秦・岐・涇・華・雍・豳・東秦七州郡兵武三萬人、任其召發、送南秦・東益二州郡兵租、分付諸戍、其所部將統、聽於關西牧守之中隨機召遣、軍資板印之屬、悉以自隨。普惠至南秦、停岐・涇・華・雍・豳・東秦六州郡兵武、召秦州郡兵武四千人、分配四統。

とあり、秦州の兵士四千人を「四統」すなわち四人の「統」に分配したことが記される。もっともこれは、張普惠が「行臺」として州郡から兵士を徵發した際の記事なので、嚴密には州郡兵の軍官と言えないかも知れない。正史中に求め得る州郡兵の軍官はこの程度であるが、石刻史料には正史の闕を補ってその實態を窺い知る貴重な手掛かりが残されている。

五嶽のうち中嶽として知られる嵩山に、北魏文成帝の太安二年(456)の建碑と傳えられる有名な石碑がある。これは、道士・寇謙之が太武帝に奏請して嵩山に建てさせた廟を再建した際の石碑と言われ、「中嶽嵩高靈廟碑」と稱される(以下、本稿では「嵩高碑」と略稱)。その碑陰は上下二段に分かれ、上段はさらに上下二列、下段は上下三列に分かれて、各列にその建碑に関わったと思われる人名が官職名とともに刻される。歴代の金石關係の著作を見ると、早くから碑陽・碑陰ともに摩滅が激しかったようであるが、いま『八瓊室金石補正』によってその碑陰を見るに、上段第1列の後ろから2行目に「州典作統」、上段第2列の第11行目に「州典作幢

10 『魏書』30尉撥傳には

尉撥、代人也。父那、濮陽太守。撥爲太學生、募從兗州刺史羅士擊賊於陳汝、有功、賜爵介休男。從討和龍、遷虎賁帥、轉千人軍將。又從樂平王丕討和龍。除涼州軍將、擊吐谷渾、獲其人一千餘落。

とあって「涼州軍將」が見えるが、これは「涼州鎮」という鎮名である。前掲嚴耕望著書參照。

將」という文字が見える。雙方ともに直前は摩滅により文字が判讀できないが、もとはそれぞれ州名が刻されていたのであろう。つまり、ここに見えているのはまさしく州郡兵の「統」と「幢將」なのである。この石碑の存在によって、州郡兵にも軍官が置かれていたことはもはや疑いを容れない。

ただし、ここで検討を加えておきたい事がある。それは、どの州の「統」と「幢將」なのか、という州名の問題である。先にも述べたようにこの石碑は磨耗が激しく、おそらく本来は「某州典作統」「某州典作幢將」と書かれていたはずのものが、不幸にも兩方ともに州名が消えてしまっている。この点について、同じ碑陰の上段第1列の第6行目に「詔洛豫二州造立廣殿碑」と記されている事から考えると、この建碑に當っては洛州と豫州が深く関わっていたらしい。實際、ここに刻される人名の官職として、洛州や豫州の州官がいくつか見える。郡縣官が記されている場合も、その多くは洛州あるいは豫州所在の郡・縣である¹¹。洛陽遷都前、洛州と豫州とは隣接しており、また嵩山の所在は洛州であったから、こうした傾向は必然と言えよう。とすれば、「州典作統」「州典作幢將」の直前に本来刻されていたであろう州名もまた、洛州もしくは豫州である可能性が極めて高い。念のため確認しておく、『魏書』30尉撥傳に

轉平南將軍・北豫州刺史。後洛州民田智度聚黨謀逆。詔撥乘傳發豫州郡兵與洛州刺史丘頓擊之、獲智度、送京師。

とある通り、洛州・豫州にも他の州と同様に州郡兵が置かれていたので、この点から言っても、ここの州名に洛州もしくは豫州を想定することは十分に可能である。

前章で紹介したように、楊森氏が「禁軍」説を唱えた根拠の一つとなったのは、幢將の實例が禁軍に限られるからであったが、こうして見ると、實例が少ないのは單に幢將のような下級軍官については、禁軍のものですらすわすわかしかな正史に記載されていないのであるから¹²、まして地方軍のそれなど残されるはずもなかった、というだけの事であって、實際には禁軍と同様、地方軍にも存在していたことが明らかとなったわけである。以上により、州郡兵には「都將」「統」「幢將」といった軍官が存在していたことが確認できた。

11 郡縣名に關して、同名の郡あるいは縣が異なる州・郡に存在する（つまり複數設置される）ことがしばしばあり、そうした事に關しては陸增祥がもつばら『魏書』地形志によって考證している。それによれば、やはり多くが洛州あるいは豫州所在の可能性がある。ただし、洛州に隣接する荊州關連の地名も一部見える。

12 實際には禁軍でも大量の幢將が存在していたことは、有名な「北魏文成帝南巡碑」を見れば一目瞭然である。山西省考古研究所・靈丘縣文物局「山西靈丘北魏文成帝南巡碑」(『文物』1997年第12期) 參照。

3) 禁軍・鎮戍兵・州郡兵の軍官の比較

その一方で禁軍の軍官については、前章で楊森氏の論考を紹介する際に示した『魏書』官氏志の記載により、「軍將」「統」「幢將」等の存在が判明している。これと、いま確認した州郡兵・鎮戍兵の軍官名とを比較してみると、かなりの程度の共通性を見出すことができる（表参照）。禁軍と鎮戍兵・州郡兵それぞれの性格を考えると、禁軍の史料が最も豊富に残っており、鎮戍兵がこれに次ぎ、州郡兵の實

【表：各軍軍官一覧】

禁軍	都統長	軍將	統	幢將
州郡兵	都將		統	幢將
鎮戍兵	都將		(統軍)	軍主
		軍將		
		戍將		

例が最も少ないのは當然である。實際、州郡兵に関しては「高高碑」がなければ統と幢將の存在を確認することすら不可能であった。當然のことだが、下級軍官になればなるほど、正史等の編纂史料にその名を残す確率は減少してゆく。この場合、さらに「地方」という要素が加わることによって、さらにその傾向が著しくなっているのである。そのようにして考えると、鎮戍兵および州郡兵にもまた、禁軍と同様の軍官が置かれていたのではないかと、という推測が成り立つ。つまり、州郡兵にも軍將が置かれ、鎮戍兵にもまた統や幢將が存在していたのではないかと、それらの実例が確認できないのは現存の史料に残っていないだけであって、現實には存在していたと考える方が妥当であろう¹³。

以上の考察から得た結果というのは、湯長平氏の考えと基本的に一致する。すなわち、氏は「幢」は北魏の一般的な軍隊編制における単位であると見なし、かつその単位の將領は「幢將」と呼ばれていたに違いないと考え、そうして楊森氏の「禁軍」説を反駁している。これに對して筆者は地方軍の組織について検討し、同じ結論——各種軍隊における「幢將」の普遍的存在——に達したわけである。少なくとも州郡兵の幢將が確認できる以上、「68號文獻」の内容を禁軍に限定する必然性は、もはや全くない。そのうえ前章で述べたように、いくつかの理由から「68號文獻」を禁軍のものとするにはかなりの無理がある。とすると、必然的に残るは鎮戍兵か州郡兵、いずれにせよ地方軍ということになる。本文獻がどこの軍隊のものであったにせよ、少なくとも禁軍のものとは考えられない以上、筆者のこのような考え、

13 もちろんこうした推測だけでは説得力に欠けるのは言うまでもない。しかし、「68號文獻」が間違いなく鎮戍兵のものであることは、後述する通りである。

つまり地方軍にも禁軍と同様の軍官が置かれており、それらの実例が確認できないのは史料的制約によるものである、という考えを裏付けるものとしてこの「68号文献」を位置づけることができる。言い換えると、本文献によって初めて、正史を始めとする現存史料では復元しきれない、北魏前期における地方軍組織の一端を知ることができるのである。

本文献が地方軍のものであるという見方は、別の面からも裏付けられる。実は、先に嚴耕望氏の研究に基づいて鎮戍兵の軍官を説明した際、敢えて触れなかった問題が一つある。それは、軍將である。そこでは筆者は嚴氏の説に従って、軍將は鎮の下級軍政単位である「軍」の長官であると説明した。しかしその一方で、前章で楊森氏の説を紹介する際に述べたように、『魏書』官氏志には「宿衛軍將」という禁軍軍官が記載されている。この宿衛軍將は禁軍組織における一つのポストであり、明らかに地方軍政区の長官という説明は当てはまらない。では嚴氏の説明が間違っていたのだろうか。鎮戍兵に見える軍將もまた単なる一將校だったと理解すれば、「宿衛軍將」と矛盾なく説明できる。

しかし筆者の見るところ、嚴氏の見方は間違っていない。鎮の長官に鎮將があり、「軍」の長官に軍將があり、戍の長官に戍將がいる。史料については次章で紹介するが、北魏時期に「軍」という名稱の軍政区が鎮の下級単位として設置されていたことは明らかであり、そうであるならば当然その「軍」にも長官がいたはずである。その長官の名稱が「軍將」であったとしても、何ら不自然でない。むしろ、この「軍」の長官に比定すべき官職名を他に見出だすことができない以上、軍將こそがそれであると解釈するのが最も穩當である。しかしそれと同時に、『魏書』官氏志に明記されるように一將校としての「軍將」もまた間違いなく存在していた。つまり、同じ「軍將」という名を持つ官職が二種類同時に置かれていたと考えられるのである。このような状況は極めて非合理的であり、常識的に考えて不自然と言わざるをえない。ところが実は、この不自然極まりない状況が「68号文献」の上に反映されているのである。

本文献の後半部分には、「軍將」趙農鷄の下に配される軍官の総計が記されている。ところがその中にはまた、「軍將」が二名いる。軍將の下に軍將がいるというのは、何とも奇妙な話である。同じ軍官の間で統屬関係が生じるはずがないからである。これを解釋する方法はただ一つ、軍將には二種類あったと考えることである。すなわち趙農鷄の帯びる軍將と、その下の二名の軍將とは全く別の官職なのである。おそらく順當に考えて、趙農鷄は軍政区の「軍」の長官であり、下の二名はその「軍」に配屬された軍隊組織の中の將校なのであろう。異なる官職が同じ名稱を持つというのはおよそ信じがたい話であるが、いまこうして編纂の手を加えられてい

ない生の史料である「68號文獻」の上にそれが現れている以上、我々はそれを信じるしかない。そしてそれは、このように考えること——軍將には二種類あった——でしか説明できないであろう。

以上の検討により、「68號文獻」が禁軍のものでないことは、より一層明白となる。なぜならば、禁軍の中に「軍」の長官がいるはずはない、言い換えると、禁軍の名籍のうえに二種類の軍將がともに記されるはずはないからである。そして同じ理由によって、これが州郡兵のものでないこともまた明らかである。本文獻の少なくとも後半部分は、鎮の下級単位である「軍」における軍隊構成を反映した文書である。前半部分も同様に「軍」のものであるかは不明である。「軍」と同様、鎮の管轄下にあった戌のものかも知れないし、あるいは鎮直屬の軍隊のものかも知れない。いずれにせよ、本文獻が鎮戌兵のものであることはもやは疑いを容れない。では、具體的にどの軍鎮のものだったのだろうか。次章ではこの問題を扱うこととする。

三. 人名の検討

前後の残欠した軍官名籍の残片が一體どこの軍隊のものであったか、その所在地を特定する手掛かりとなるのはやはり、人名しかない。本文獻に見られるような下級軍官はおそらく在地有力者の占める所であったろうという事と、「郡望」という言葉に象徴されるように各地域において有力な氏族は限られている事を考慮に入れると、人名はその地域を特定する判断材料に充分なるであろう。もちろん一般論として、敦煌に残された文獻であるから敦煌在地の軍隊のものである蓋然性が高いといえるが、それだけでは説得力に欠けることは言うまでもない。幸いにも「68號文獻」には十餘名の人名が記されている。ここでこの人名について検討を加えておくことも無駄ではないと考える次第である。

本文獻に見える人名については第一章で紹介したように、先行研究においてすでに言及されている。そこで張・湯兩氏が共通して指摘したのは、漢族の人名が多いということであり、それはまた楊氏の「禁軍」説に疑義を呈する際の有力な根據であった。とくに張氏は、ここに記載される人名のうち最も多い趙姓と張姓は「河西の大姓」と指摘し、それを根據に本文獻を河西地方軍（郷兵）のものと判断したのであった。しかしながら、「大姓」という概念は非常に曖昧なもので、明確な基準があるわけではないにもかかわらず、張氏はそれらの姓が「河西の大姓」である根據を示してはいない。そこでまずは、この問題について考察してみたい。

本文獻に見える人名を列挙すると、「曹洪紫」・「王滿」・「供鳥男寫」・「趙

令柝」・「孟寅虎¹⁴」・「張滿盃宋」・「張仲宋」・「張歸仁」・「趙紹伯」・「勒雙嬀」・「趙農鷄」の十一名については姓・名ともに判讀でき、この他に姓は判讀できないものの名の末字が「素」と讀める者が一名、名は判讀できないものの姓が「趙」である者が一名いる。従って、姓だけを取り上げて言うと、漢姓の者は趙氏が四名で最も多く、次いで張氏が三名、曹氏・王氏・孟氏がそれぞれ一名、ということになる。他の二名は、明らかに非漢族の名である（供鳥男寫と勒雙嬀）。従って、ここで検討の対象となるのは「趙」「張」「曹」「王」「孟」の五姓ということになる。

さてこの五姓のうち、「張」「曹」「王」の三姓については確かに先行研究においても「河西の大姓」として挙げられている。例えば、池田温氏は八～十世紀を中心として、各種文献に残されている敦煌在住の人名データを集計した結果、「張・王・安・索・曹」の五姓で全人口の四〇%以上、それに李・康・汜・宋・陰姓を加えた計十姓では實に五七%にも及んでいる」と指摘し、統計學的手法を用いて興味深い見解を提出している¹⁵。また白須淨真氏は一～四世紀（後漢～五胡十六国）における河西地方の名族について、時代の推移に伴う變化を踏まえつつ曹・張・索・段・蓋・李・汜・陰・宋といった姓を挙げる¹⁶。特に曹氏については、「曹全碑」で有名な後漢の曹全や後の曹氏歸義軍の例があるし、また張氏も張氏歸義軍の例があり、それぞれ敦煌地方でかなりの勢力を張った一族であったことは學界の常識に屬する。ところがその一方で、本文獻に最も多く見える趙氏をもって河西の「大姓」だとする研究は、管見の限りない¹⁷。そこで以下では、趙氏に限定して考察を加えてみよう。

例えば、『魏書』の中から河西地方出身の趙氏を探してみると、次の二例が確認できる。まず『魏書』94趙黑傳では、彼の出自について「本涼州隸戸」と記す。この場合は「隸戸」であって大姓ではないので、参考にはならない。一方で同書107

14 この人物の姓「孟」について、先に紹介した先行研究では三氏ともに「盃」と釋すが、楊森氏だけは「盃（孟?）」として「孟」の字である可能性を指摘している。一見すると確かに「盃」のようにも見えるが、しかしよく見ると、この字の第一畫目は「ノ」ではなく明らかに「フ」と書いてある。つまりこの字の上半部は、「禾」ではなく「子」に「八」を組み合わせた形となっている。下半部が「皿」であるのは議論の余地はない。『碑別字』卷四ではこのような字を「孟」字の別體とする。例證として挙げているのは「漢景君碑」すなわち後漢の「北海相景君碑」碑陰である。本文獻は例えば「紫」（一行目）・「滿」（二行目）・「虎」（五行目）など、総じて隸意を残す古い字形を使用しており、そうした傾向から考えてもここは「孟」と釋して間違いのないであろう。

15 池田温「八世紀初における敦煌の氏族」（『東洋史研究』第24卷第3號、1965）

16 白須淨真「在地豪族・名族社会——一～四世紀の河西——」（『敦煌の社会』講座敦煌第三卷、大東出版社、1980）

17 上引の白須氏の論考では、西涼の李暠政權が在地豪族の推戴によって成立したことを指摘する中で、政權構成員の内譯について張氏六名、索氏五名、令狐氏二名、汜氏二名、唐・郭・尹・宋・趙・陰氏各一名という事實を紹介するが、しかし本論考を通して趙氏を名族とみなす記述は見られない。

上、律曆志上には「敦煌の趙歎」が作った「甲寅の曆」を採用したという記述が見られる。この時代において曆を作成するような知識を持つ人物は、名族と見てよいのではないだろうか¹⁸。ちなみにここで彼の名が出てくるのは、世祖太武帝が「涼土を平」げた――すなわち北涼を滅ぼした際の記述中であるから、彼は北魏の人ではない。『隋書』34經籍志三には「河西甲寅元曆一卷（原注：涼太史趙歎撰）」とあることから、五涼政権のいずれか（北涼か？）に參畫していた人物であろう。

さらに前後の時代に対象を擴げると、注17で触れた西涼の李暁政権における趙開という人物もまた上の趙歎と同様、河西の地方豪族と見てよいだろう¹⁹。また『隋書』65に傳の立てられている趙才は「張掖酒泉人」であり、しかも北周のときに「興正上士」となり、隋になって軍功をもって昇進していったことが記される。あるいは更に『新唐書』73下、宰相世系表三下では「燉煌趙氏」という項目が立てられ、「子遷、隋鷹揚郎將」「武孟²⁰、監察御史」「彦昭字煥然、相中宗」と三人の名が記される。最初の「鷹揚郎將」は隋煬帝期の府兵制下における軍官であり、先の『隋書』の趙才とともに、北魏地方軍官の名籍である本文獻に見える趙氏との連続性を窺わせる。そしてそこから次の監察御史、最後の「中宗に相たり」へと飛躍的に官職が上昇しており、この最後の趙彦昭が宰相になったことによって『新唐書』宰相世系表に「燉煌趙氏」という項目が立てられることになった。逆に言えば、「燉煌の趙氏」は古くから宰相あるいは中央の顯職を輩出するほどの一族ではなかったことが窺われる。

ちなみに、先に紹介した池田氏の論考において作成された統計結果の一覧表を見ると、趙姓は上引の十姓ほどではないにせよ、それに次ぐ人数が挙げられている。この一覧表では、張氏が筆頭におおよそ人数の多い順に姓氏を並べているように見受けられるが、趙姓は十六番目に位置づけられている。表全體で七十姓を挙げ、また表には掲載しなかった零細な姓を五十餘り注記しているので、総計百二十餘姓の中で十六番目、というわけである。この統計結果から敦煌において趙姓は、上引の「十姓」に次ぐ程度の位置を占めていたとみてよいだろう。もちろんこの一覧表は先述の通り八～十世紀を主たる対象としているので、北魏とはやや時代の隔たりがあるが、上でみた五胡十六国から隋唐にかけての正史から窺われる河西趙氏の姿と、ほぼ一致する。

18 前掲白須論文は、五胡十六国時期における河西地方の名族が文化・學術方面でも優れており、それが北魏王朝に流入することを述べる。趙歎について附言すれば、『隋書』34經籍志三には甲寅曆のほか「趙歎算經一卷」というのも見える。

19 『晉書』87李暁傳。

20 原文では「武蓋」と記載されるが、趙超著『新唐書宰相世系表集校』（中華書局、1998年）によって改めた。

また池田氏は、敦煌住民の姓氏の分布状況について、彼らが華北平原とくに東部から移住したという傳承を持つものが多いにもかかわらず、実際には隴西・河西地方における姓氏分布との間に大きな共通性があることを指摘する。本稿との関連で言えば、『廣韻』や『太平寰宇記』では張・曹氏が武威（涼州）で、また王氏は隴西・天水でそれぞれ郡望として擧げられている。こうした姓氏分布の共通性というのは、要するにそれぞれの氏族がもとの本據地から近隣する地域へ移住していった事によって生じた現象なのであろう。そして問題の趙姓については、氏の論考中では触れられていないものの、『太平寰宇記』150で「天水郡七姓」として「權・趙・尹・莊・龍・狄・姜」が擧げられており、やはりこの傾向と一致する。こうした姓氏分布状況の特徴から見ても、敦煌で趙姓がそれなりに力を持った姓であったことは説明できる。もちろん『太平寰宇記』が記述しているのは後の時代のことではあるが、例えば先の『新唐書』宰相世系表で趙氏の系譜を最初に説明する際、秦の時代から「世居隴西天水西縣」と記していることに端的に現れているように、早くから天水の趙氏というのは著姓であり、『魏書』52に趙逸および彼の子孫の傳が立てられているが、これは天水趙氏であって、北魏時代でも一貫して大姓であったことが知られる。従って、張・曹・王氏などが早くから隴西・河西地方一帯にかけて力を持ったのと同様、趙氏もまた比較的早い時期から同じ地域で勢力を持っていたと考えられる。

ちなみに本文獻に見えるもう一つの漢姓である孟氏についても、趙氏とほぼ同じことが言える。池田氏は上述の姓氏分布状況の説明において、「武威郡の有力氏族（郡望）としては張・陰・段・孟（廣韻）、賈・陰・索・安・曹・石（太平寰宇記）の諸氏が擧げられているが、そのうち張・陰・索・安・曹五氏は敦煌のベスト・テンに入る有力氏族であり、石・孟兩氏も敦煌に相當多い」と述べる。先に触れた池田氏作成の一覽表では、孟氏は四十三番目に位置する。趙氏よりも少ないが、それでも百二十餘姓の中ではかなり多い方というわけである。

以上より、五胡十六国から北朝さらには唐にかけての河西地方における趙氏は、一流の名族ではないもののそれに次ぐ勢力を保持した姓であり、當地の軍官就任者を輩出しても何ら不自然のない家柄であったことが分かる。つまり、「68號文獻」に見える五つの漢姓のうち三つ（張・曹・王）は紛れもなく「河西の大姓」であり、残る趙姓と孟姓もまた河西地方の小豪族であった。張金龍氏の見解は、趙姓に関して若干の修正が必要であるものの、それでもなお本文獻を河西地方の地方軍のものとする結論については間違いないといえるだろう。むしろ、『隋書』趙才傳や『新唐書』宰相世系表の一人目（隋鷹揚郎將の趙子遷）の事例などからして、氏の見解を補強できたのではないかと思う。

ただし、本稿の目的からするともう少し詳細な検討を加えた方がよい。というのは、北魏前期の河西地方には敦煌鎮・涼州鎮・鄯善鎮といった複数の軍鎮が設置されていたので²¹、ただ漠然と「河西地方軍」と説明するのではなく、そのどれに當るのか厳密に特定した方が、より「68號文獻」の内容を精確に理解することにつながるからである。そうして、ここでもまた検討の対象となるのは趙姓である。というのは、先述したようにそれが本文獻に最も多く見える姓であるということが一つ。また、十三名の肩書きを見た場合、統吏が二人と幢將が十人、そして軍將が一人となっており、言うまでもなく軍將の地位が最も高い。そして、その軍將に就いているのが「趙農鷄」という人物なのである。すなわち、本文獻の人名の中で質・量ともに趙姓が明らかに優位を占めており、従って趙姓を中心として地域性を検討するのが最も順當だと思うからである。

そこで、上で挙げた河西出身の趙氏についてもう少し詳しく見てみると、まず『魏書』律曆志上に見える敦煌の趙歆であるが、彼はまた『魏書』107下・律曆志下にもその名が見え、そこでは「涼州趙歆」として記される。敦煌にせよ涼州にせよ、河西地方の代名詞のように使われる場合があるので、この場合もそれであろう。要するに、河西地方のどこか、具体的に特定はできない。次に西涼政權の趙開であるが、彼の出身地はどこにも記されていない。ただ、西涼は最初敦煌を都としていたので、その創業に當って協力した地元の豪族と考えられる趙開は、敦煌の人であった可能性が高い²²。その次の『隋書』の趙才については「張掖酒泉の人」であることは既に紹介した。張掖と酒泉と、本貫地を記す際になぜ二つの郡を併記したのかよく分からないが、ただ『元和姓纂』7では酒泉の趙氏として彼の名を挙げている。そして『新唐書』宰相世系表に「燉煌趙氏」として載せられる趙彦昭およびその父祖であるが、實は『旧唐書』92および『新唐書』123の趙彦昭傳では「甘州張掖人」と記される。つまり、燉煌趙氏と稱しているものの、厳密には張掖を本貫としているのである。

ここで『古今姓氏書辯證』を見てみると、その巻25で河西地方の趙氏について次のように述べる。

酒泉趙氏。其先、因官于酒泉者、自天水徙焉。隋武侯將軍才、即其後。……燉煌趙氏、又曰張掖趙氏。其先、自天水徙居。隋鷹揚府郎將子遷、生監察御史武蓋。武蓋生彦昭字奂然、相唐中宗。

この記述のもととなったのは上引の『隋書』趙才傳および『新唐書』宰相世系表で

21 前掲嚴耕望著書參照。

22 後藤氏は「河西王國の性格」（『歴史教育』第十五卷第二號、1967）の中で、西涼政權の樹立に參畫した人物について、ほとんどが敦煌出身人物であることを指摘する。

あることは言うまでもないが、ここで注目したいのは、酒泉・敦煌（張掖）どちらの趙氏も天水から移住してきたと書かれていることと、武威（涼州）の趙氏というのがない、という二点である。河西の趙氏がもと天水から移住してきたとは前述の通りであるが、その際、天水に最も近い武威をとばして張掖・酒泉・敦煌にのみ移住したとは考えにくい。おそらくは、武威でもまた趙姓は一定の力を持った小豪族であっただろう。それでもなおかつ、ここで「武威趙氏」が記されていないのは、趙才や趙彦昭のような歴史にその名を残す人物が現れなかったからに他ならない。その原因を考えてみるに、偶然によるものと見なすよりは、それは必然であった、すなわち名を残すような人物をたとえ一人でも輩出するほどの力は武威の趙氏にはなかった、と考えるのが穏當ではないだろうか。つまり、天水から河西一帯に広く分布していた趙氏ではあったが、その中でも最も有力だったのは敦煌・酒泉・張掖だったと考えられるのである。

とすると、やはり本文獻は涼州鎮ではなく、敦煌鎮のものだったと考えるのが最も理にかなう。涼州鎮の可能性も完全には排除できないものの、河西地方における趙姓の分布状況と、この文獻が敦煌に残されていたものであるという単純な事実とを併せ考えるならば、敦煌鎮に特定してよいのではないだろうか。以上の検討に基づき、この敦煌研究院藏第68號文獻は、「敦煌鎮軍官籍簿」と呼ぶべきだというのが筆者の結論である。

ちなみに、前章で鎮の下級単位としての「軍」に触れたが、嚴耕望氏がその根據としたのは『舊唐書』地理志の以下の記事である。

後魏置張掖軍、孝文改爲郡及縣、……後魏置酒泉軍、復爲郡。

あるいはまた、『元和郡縣圖志』40隴右道下・肅州の條にも次のように記す。

後魏太武帝平沮渠氏、以酒泉爲軍、屬燉煌鎮。

前章では、こうした「軍」の長官としての軍將と、一般的な軍隊編制上のポストである軍將と、二種類の軍將の存在を指摘し、その両方が「68號文獻」の上に見られることを述べた。そして本章では、河西の趙氏について、特に敦煌・酒泉・張掖において最も力を持っていたと結論づけた。この二つの一見すると何の関係もなさそうな見解が、上引の史料の上で見事に繋がるのを見て取ることができよう。すなわち、本文獻の軍將のうち、後半部に見える「軍」の長官としての軍將は敦煌鎮に属する酒泉軍の長官であり、その在任者である趙農鷄は酒泉の趙氏だった可能性が極めて高いことが指摘できるのである。前半部の十二名に関しては、敦煌鎮管下のほかの「軍」あるいは戍に属する軍隊のものか、それとも敦煌鎮直属の軍隊のものか判断するのは難しいが、この点については次章での検討が参考になるかも知れない。

四. 北魏地方軍官の兼職

1) 典作について

第二章で州郡兵の軍官を証明する貴重な史料として紹介した「嵩高碑」碑陰に關して、そこでは触れなかった問題が一つある。それは、「州典作統」「州典作幢將」の雙方に見える、「典作」の二文字である。實はこの碑陰中には、これ以外にも「典作」の文字が見え（上段第2列の後から3行目）、また文字が摩滅しているので確認はできないものの、おそらく「典作」と刻されていたと考えられる箇所も複数ある（上段第1列の後から5行目から3行目にかけて「典□」が三箇所）。どうやら州の屬官か何かのようであるが、詳細は分からない。しかし、筆者の見るところ、この典作に關する理解は、「68號文獻」そのものの理解にも深く關係すると考えられる。そこで本章では、この問題について考えてみたい。

典作については、参照すべき史料が極めて少ないが、さしあたって『魏書』中にそれを求めると、以下の三つある。一つ目は『魏書』24張度傳附張陵傳の記載である。

子陵、襲爵。後爲赤城典作都將。卒。

ここにある「赤城」については、『魏書』52趙逸傳に「久之、拜寧朔將軍・赤城鎮將…」とあるのによって赤城鎮であることが分かる²³。また都將については前章で検討したように、州郡兵・鎮戍兵のいずれにも實例が確認できる軍官である。要するに、ここは「嵩高碑」と同じような形（州鎮名・「典作」・軍官名）で記載されているのだが、張陵という人物に關しては他に参考になる記載がないので、典作についてもこれ以上は何も分からない。

次に『魏書』34王洛兒傳附王德成傳の記事がある。

弟德成、襲爵。徙爲建城公、加鎮遠將軍。官至散騎常侍、典作長安。真君十一年卒。

この「長安」は言うまでもなく古都の長安であるが、北魏時代には鎮が置かれていたことは、『魏書』4下、太武帝紀下に「(太平真君六年)冬十月戊子、長安鎮副將元紇率討之、爲吳所殺。」とあるのによって分かる²⁴。彼の場合は軍官名は併記されていないが、將軍號は持っていた事が記されている。また先の張陵と同じように、彼に關しては他に参考になる記載はない。

最後に『魏書』62李志傳である。

以軍功累轉後軍將軍・中散大夫・輔國將軍・永寧寺典作副將。

23 前掲嚴耕望著書參照。

24 前掲嚴耕望著書參照。

永寧寺は、もと平城に創建されたが洛陽遷都の際に洛陽に移築された、有名な佛寺である²⁵。また副將は、この直前に引用した『魏書』太武帝紀を見るまでもなく、軍官名である。都（この時は洛陽）所在の永寧寺という点および「後軍將軍」「中散大夫」といった官職名から考えて、おそらく禁軍の副將であろう。彼に関しては上記の二人より幾分かは列傳も充實し、『魏書』中には他にも彼の名が二、三見えるが、しかし問題の「永寧寺典作副將」に関して参考になるような記述はやはり無い。

以上の三例からは、具体的に典作がどのような官職であったのか、やはり判然としない。ただ、北魏時代に典作という官職が間違いなくあった、そしてそれは州・鎮の軍官が兼任する場合もあり、また禁軍の軍官が兼任することもあった、ということが確認できるだけである。あるいは、『魏書』官氏志に記載されていないこと、列傳中でも實例が少ないこと、さらにその列傳が簡略であることから見て、典作はおおよそ出世コースなどとは無縁な卑職であることも指摘できるだろう。

そこで近接する他の時代に手掛かりを求めると、まず『隋書』百官志下にある隋高祖官制の記事に目を惹かれる。

都水臺、使者及丞各二人、參軍三十人、河堤謁者六十人、録事二人。領掌船局。

都水尉二人、又領諸津。上津每尉一人、丞二人。中津每尉・丞各一人。下津

〔尉一人。每津〕典作一人、津長四人。（〔 〕内は『唐六典』により補う）

隋文帝時期の「津」つまり河川の渡し場を管理する役職に関する記載である。交通の要衝にあたる橋梁や渡し場を管理する職務というのは、古来、陸上の關所と同様に「軍事警察」としての色合いが濃いと言われる。そうした性格はまた、この記事中に見える「參軍」や「尉」といった官職名からも窺うことができる。そしてここに書いてあるのは、各渡津は上・中・下の三等に分類され、それぞれの渡津ごとに長官である尉が一人、上・中級の渡津では他に副官の丞がつく。さらにその屬官として各渡津には「典作」一人と津長四人が置かれるが、それは三等級の別に關係ない。つまり、少なくとも隋文帝時期の規定としては、全國の全ての渡津には「典作」が置かれていた、ということである。

ここに見える典作の在りようは、「嵩高碑」や『魏書』列傳中の典作を考える上で非常に示唆に富む。すなわち、北魏時代にも當然のことながら各州鎮の管轄域内には渡津があったはずであり、そうした施設を管轄する部署もまた存在していたはずである。例えば『魏書』4上には

時河北諸軍會于七女津、彥之恐軍南度、遣將王蟠龍泝流、欲盜官船、征南大將

25 『魏書』114釋老志。

軍杜超等撃破、斬之。

とあって、渡津が容易に軍事上の争奪的になりえた事が端的に現れていると同時に、「官船」という記述から、この七女津を「官」が管轄していたことが知られる。実際にはほとんど全ての渡津を「官」（中央・地方を問わず）が管轄していたであろう。また『魏書』7上には

三月甲戌、以冀定二州民饑、詔郡縣爲粥於路、以食之。又弛關津之禁、任其去來。

とあり、飢饉が甚だしかったがために特別に「關津の禁」を弛めたというのは、平時における關所・渡津での交通管理の厳しさを逆に物語る記述といえる。戦時下にあるこの時代、前章で見たように各州鎮にはそれぞれ常備兵が存在しており、かつ、關所や渡津の交通の要衝としての重要性およびそこから派生する「軍事警察」的要素を考え合わせると、それぞれ當地の軍隊を用いて關津を管轄させ、その中・下級軍官にそうした役職を兼任させていた可能性は十二分にある。

この点について参考になるのが、唐代の渡津に関する規定である。北魏に最も近い時代でこうした規定が判明するのが唐代なのであるが、『唐六典』3尚書戸部・倉部郎中條では

衛士・防人已上征行若在鎮及番還、并在外諸監關津番官…

とあって衛士・防人が關津に上番することが記されており、關津と軍隊との深い關連性が見てとれる。また中央が管轄する主要な渡津である白馬津や渭津關では、「渡子」すら當地の防人つまり府兵制下における兵士が當ることになっていたし、さらに唐末藩鎮割據の時代には「河東節度衙前兵馬使・勾當關鎮務」という肩書きを持つ張諗という人物の存在が確認でき、藩鎮の將校が關津の職務を兼任していたことが知られる²⁶。こうした關津と軍隊（あるいは軍官）との密接な繋がり、當然唐王朝に限定すべきではなく、北魏時代においても同様であったと見たほうがよい。

では、北魏時代の典作は隋文帝期と同じく、渡津の管理職であったと斷定してよいかというと、必ずしもそこに限定はできない。というのは、今の説明からだけでも渡津以外に陸上の關所にもまた、典作が置かれていた可能性が指摘できるが、それだけではない。例えば、上引『魏書』李志傳の「永寧寺典作副將」はどうか。永寧寺はあくまでも佛寺であって、渡津でもなければ關所でもない。これはどのように解釋すればよいのか。

この問題を解く手掛かりは、同じく『隋書』百官志中・北齊官制に記される、太

26 愛宕元「唐代の橋梁と渡津の管理法規について」（『中國近世の法制と社會』京都大學人文科學研究所、1993）

子家令の屬官に関する記事にある。

家令、領食官・典倉・司藏等署令・丞。又領内坊令・丞。〔原注：掌知閣内諸事。〕其食官、又別領器局・酒局二丞、典倉又別領園丞、司藏又別領仗庫・典作二局丞。…

太子家令の下にある司藏署の、さらに下位に典作局という部署があったという。太子家令の屬官に食官・典倉・司藏の三署があるのは唐制にまで継承されるが、『唐六典』27太子家令にはそれぞれの職掌が記される。それによれば、司藏署の職掌は「司藏令、掌庫藏財貨出納營繕之法式」とあり、北齊時も同様であったと考えてよいだろう。つまり「庫藏の財貨の出納と營繕」を掌る司藏署の下に、仗庫と典作の二局が置かれていたのである。仗庫とは文字通りに解釋すれば武器庫のこと、他の倉庫と區別して武器庫のみ管理する部署を別置していたと理解できる。そして典作とは、もともと『後漢書』列傳15魏霸傳に

永元十六年、徵拜將作大匠。明年、和帝崩、典作順陵。

とある記事や、また『三國志』41蜀書・張裔傳に

先主以裔爲巴郡太守、還爲司金中郎將、典作農戰之器。

とあるように、「～を作るを典^{つかさど}る」という意の句から官職名に転じたと考えられる。それをこの『隋書』北齊官制の記載と照らし合わせてみると、司藏署の職掌のうち「營繕」との間に脈絡を見出すことができる。おそらく、ここに見える典作の職掌は「營繕」、つまり財貨の修繕といったものと考えて差し支えない。

こうして見ると、さきに紹介した北魏時代における典作の實例——永寧寺典作副將を含む——について、より包括的に説明できる。すなわち、典作という官職は、備品や施設の造營・補修といった職掌をもって、必要のある各部署に置かれていたのではないか。このように考えると、「永寧寺の典作」というのも説明がつく。また隋文帝時期の渡津を管理する典作というのも、ただ漠然と「管理する」というのではなく、その具體的な職務内容として「渡し場」という施設や船など備品の補修・建造を想定することができる。さらに「嵩高碑」碑陰に見える典作について言えば、まずそれら複数の典作がまとまった箇所（上段第1～2列の左半部）に集中して見えること、そしてその同じ箇所に「臺遣畫匠」「臺遣石匠」「臺遣材匠」（上段第1列の後から5～3行目）や「用銅鋌二……千□百斤」（上段第2列の後から8～7行目）といった文字が見えることをも併せ考えるならば、この廟を再建するに當って近隣の州から「營繕」という職掌を持つ典作が、また臺（行臺のことか）からは「畫匠」「石匠」や「材匠」がそれぞれ派遣され、そうした廟の再建工事に直接従事した人名がここにまとめて刻されていると理解することで、非常によく説明がつく。

従って、『魏書』列傳中に見える典作について、さきに筆者は隋文帝時期の典作

を引き合いに出して、各州鎮において渡津や關所を管理していた可能性を指摘したが、しかし、実際には典作が配置される「場」は渡津や關所に限定すべきではない。むしろ各州鎮において「施設・備品の造營・修繕」を擔當する掛として、さまざまな部署に配置されていたと考えた方がよからう。

2) 敦煌における典作

さて、こうして北魏時代の典作という、斷片的にしか情報が残されていない小職について幾ばくかの知見を得ることができた。「68號文獻」そのものには「典作」の二文字はどこにも記されていないにもかかわらず、一節を割いて典作について考察してきたのは、上述したようにそれが「68號文獻」の理解に密接に関わると筆者は考えているからである。すなわち、本文獻に見える「正」「兼」の字について、おそらくそれは「正職」(専任)と「兼職」(兼任)の別を記したものと考えられるが、その兼任の對象として、典作というものを想定できるのではないだろうか。上で見たように、北魏時代における典作の實例というのは、軍官(特に地方軍の)による兼任の場合が多い。もちろん、具體例の数が極めて少ないため、これを以って典作の一般的な姿に敷衍するわけにはいかない。兼職ではなく正職として典作に就いていた者も或いはいたかも知れないし、また軍官が他の職を兼任することもあっただろうが、しかし少なくとも、軍官が兼任する職の一つとして典作があった、ということだけは確實にいえる。従って、「68號文獻」そのものには「兼」の對象が何であったかという事までは記されていないが、可能性の一つとして典作を挙げることはできる。ではそうした場合、敦煌鎮で典作を置く必要があるのはどのような場所か、ここではこの問題について考えてみたい。

さしあたって一般論として、地方官の職務内容から典作の置かれる可能性について考えてみると、①官署や倉庫、②武器庫、③烽候・驛傳・關所・橋梁・渡津など

27 参考にしたのは唐制である。『唐六典』30には唐前半期の地方官についてまとめて説明がなされているが、その中から関係のありそうな官職およびその職掌を以下に挙げる。

・ 州の屬官

倉曹・司倉參軍 … 掌公廩・度量・庖厨・倉庫・租賦・徵收・田園・市肆之事

兵曹・司兵參軍 … 掌武官選舉・兵甲器仗・門戶管鑰・烽候傳驛之事

士曹・司士參軍 … 掌津梁・舟車・舍宅・百工衆藝之事

・ 鎮の屬官

倉曹 … 掌儀式・倉庫・飲膳・醫藥・付事勾稽・省署抄目・監印・給紙筆・市易・公廩之事

兵曹 … 掌防人名帳・戎器・管鑰・差點及土木興造之事

・ 關津の屬官

津吏 … 掌橋舩之事

北魏と唐と、地方行政組織の上にはもちろん少なからず變更が加えられているが、しかし地方官の職掌にそう大差はないであろうから、北魏の州あるいは鎮においても同様の職務を想定してよいだろう。

の施設、④堤防や道路、⑤その他土木工事一般、以上の事柄を管轄する部署の中に、典作という下級役人が配置されていた可能性が考えられる²⁷。その上で、これを具體的に敦煌鎮について当てはめると、敦煌鎮の管内には先に『元和郡縣圖志』に見たように、酒泉軍などの「軍」や、あるいは晉昌戍²⁸などの戍があった。上級官庁である鎮と、これら「軍」・戍との間では當然のことながら職務分擔があっただろう。ただし、北魏の軍鎮は伝統的な州縣制（あるいは州郡縣制）とは異なり、管轄地域内全てを覆い盡すかたちで「軍」や戍が置かれたのではない。「軍」・戍の置かれていない地域も存在しており、そうした地域に関しては鎮が直轄していたので、鎮が「軍」・戍と同様の職務を擔っていたであろう。その各単位における職務分擔内容の詳細は不明であるが、おおよその見通しとして上記との関連でいえば、①②④は各々管轄する所があり、③²⁹⑤はおそらく鎮の管轄と考えられる³⁰。

またこの他に、内陸砂漠地帯のオアシス都市であるという点から考えて、⑥として渠、すなわち灌漑施設をも舉げておきたい。唐代における渠の管理については、附近の住民が主體となっていたようであるが、それでも州縣官が毎年一回派遣されて監視しており、また敦煌發見の『沙州圖經』（P2005）には五涼政權時期に刺史や太守といった地方長官が渠を建設した記事があることから考えて、北魏時期においても渠の建設・管理について、全て住民任せではなく官が大きな役割を擔っていたと考えられる³¹。そうした際にも、典作が關與していた可能性が指摘できるであろう。この渠についても、上記①②④と同様、鎮・「軍」・戍それぞれが管轄していたと考えるのが自然である。渠については④の職務に含めて捉えるべきかも知れないが、いずれにせよ職務分擔についての結論は変わらない。

28 晉昌戍は「晉昌鎮」の時期もあったらしいが、基本的には戍として敦煌鎮に屬していた。前掲嚴耕望著書參照。

29 敦煌近邊での有名な關所といえば、玉門關がある。『北史』97西域傳の

其出西域、本有二道、後更爲四。出自玉門、度流沙、西行二千里至鄯善、爲一道。自玉門度流沙、北行二千二百里至車師、一道。從莎車西行、一百里至葱嶺、葱嶺西一千三百里至伽倍、爲一道。自莎車西南五百里、葱嶺西南一千三百里至波路、爲一道焉。

という記述を引くまでもなく、いわゆるシルクロードの分岐点として、玉門關は非常に重要な關所であった。また津梁については不明である。砂漠地帯ではあるが、數萬の人口を養える程の水量を持つ党河などの河川があったわけであるから、規模は大きくなくとも津梁も間違いなくあったであろう。

30 ここでも参考にしたのは唐制である。『唐六典』では州の下級単位たる縣の職務内容について「若籍帳・傳驛・倉庫・盜賊・河堤・道路、雖有專當官、皆縣令兼綜焉」と記している。これらの事項については「專當官」すなわち専門の官職があったらしいが、その詳細は不明である。それはともかくとして、これらの中、典作と關連がありそうなのは傳驛・倉庫・河堤・道路の四つである。傳驛と倉庫は州の管轄と重なるが、他の河堤・道路は縣獨自の職掌である。逆に、烽火臺や關津などは縣の管轄外にある。

31 以上、渠に関しては佐藤武敏「唐代地方における水利施設の管理」（『中國水利史研究』3、1967）および同氏「敦煌の水利」（前掲『敦煌の社会』所収）參照。氏によれば、住民による自主的な渠の管理は唐末頃から始まるとされる。

こうして見ると、意外と多くの場面で典作の置かれる可能性が想定できる。この職が卑職であることは前述した通りであるが、それゆえに史料にはほとんどその姿を見せない。しかしながら、実際にはかなりの数の典作が置かれていたのではないだろうか。そして、鎮・「軍」・戍がそれぞれ擔當する①②④⑥は日常的な職務が多く、さほど多人数を必要としないと考えられるのに對して、鎮の管轄する③はその職務の重要性が格段に高く、従ってより多くの典作を置いていた可能性が高い。要するに、典作の人数は「軍」や戍よりも鎮の方が圧倒的に多かったと考えられるのである。前述したように鎮は「軍」・戍の存在しない地域は直轄しており、また「軍」や戍よりも上級単位である鎮の方が組織そのものの規模が大きいため、職務分擔の推測に誤りがあったとしても、鎮がより多くの典作を置いていたと考えるのは理屈から言って當然のことではあろう。

さて、「68號文獻」の構成に關して、第一章で楊森氏の説を紹介したように、前半部と後半部はそれぞれ別個の軍隊について記載したものとされている。前半部に見える十二人のうち、「正」は一人だけで他の十一人は皆「兼」と記されているのに對し、後半部の総計十九人は「兼」が二名、「正」が十七名となっている。この「正」「兼」の構成比率の違いを考えると、楊氏の説はまず間違いない。前章ではそうした認識に基づいて、本文獻の後半部は酒泉軍の軍隊である可能性を指摘し、前半部については保留していた。ところで、本文獻の地域性を検討する際、前章では姓氏を材料として考察してきたのであるが、前半部十二名のうち最多の姓は趙・張（各三名）であり、後半部で唯一姓名が残っているのは軍將の趙農鷄である。従って前半部と後半部の相違点を検討するに當っては、姓氏はあまり参考にならない。つまり前半部と後半部、この両者の決定的な相違点は「正」「兼」の構成比率にしは見出だすことができないのであって、しかも、その差異たるや対照的とすら言えるほど顯著なのである。

本節では敦煌鎮において典作の置かれる状況について検討してきた。その結果、下級単位である「軍」や戍などに比して、鎮の方が典作をより多く置いていたのは明らかである。軍官の兼職が典作に限らないとしても、「軍」・戍より鎮の方がより多くそうした兼職を必要とするという圖式は変わらないであろう。とするならば、「68號文獻」の前半部に見える、十二名の軍官のうち十一名までが何らかの兼職を持っているような軍隊は、敦煌鎮管内の軍隊としては敦煌鎮に直屬するものと考えるのが最も理にかなっているのではないだろうか。この十二名の中で最多の姓は趙氏であるが、趙氏は河西地方でも敦煌・酒泉・張掖で特に榮えていたであろうとする前章での考察とも矛盾しない。他に判断する材料がないため断定するのは難しいが、一つの假説として、「68號文獻」の前半部は敦煌鎮直屬の、また後半部は酒泉

軍に属する軍隊の、そして全体としてこれは敦煌鎮軍の軍官名籍であるという見解を提出しておく。

おわりに

以上、本稿で検討した結果をまとめると、以下ようになる。まず、北魏時代の軍官名について、正史を始めとする傳世史料にはそれら軍官名に関する記載が極めて少ないために完全に復元することは難しいが、しかしそれでも禁軍・州郡兵・鎮戍兵それぞれほぼ同じ軍官を置いていたことが窺われ、従って軍官名からこれをどの種の軍隊であるか特定することは難しい。唯一、上記三種の軍隊の中で鎮戍兵のみに固有の軍官として、軍將というものがある。禁軍・州郡兵・鎮戍兵の全てに一將校としての軍將は置かれていたが、それとは別に鎮戍兵のみ、鎮の下級軍政単位である「軍」の長官としての軍將が存在していた、すなわち二種類の軍將が置かれていたのである。そして「68號文獻」の後半部には、「軍將」である趙農鷄の配下に二名の軍將がいたことが記されている。こうして二種類の軍將が記載されていることにより、「68號文獻」は北魏鎮戍兵の名籍であることが判明する。

次に、本文獻に見える人名について検討した結果、張・曹・王姓はもともと敦煌の名族として有名であり、それ以外の趙・孟姓もまた敦煌においてそれら名族に次ぐ「小豪族」といった存在であり、そうした姓氏の傾向から考えて本文獻は河西地方の在地性を強く反映していると言える。河西地方には北魏時代、複数の軍鎮が設置されていたが、敦煌に残されていた本文獻は敦煌鎮における軍隊の名籍である可能性が最も高い。とりわけ趙姓について言えば、河西地方の中でも敦煌・酒泉・張掖において特に有力であったが、このうち酒泉は「軍」として敦煌鎮に属していたこと、また本文獻後半部に「軍將趙農鷄」という人名が見え、ここの軍將は「軍」の長官と考えられることを考え併せると、本文獻後半部は酒泉軍所屬の軍隊のものと推測できる。

最後に、本文獻の記載内容の中で最も等閑視されていた「正」「兼」すなわち軍官の兼職について考察を加えた。まず、州郡兵における軍官の存在を證明する貴重な史料として紹介した「高高碑」碑陰には、そうした州の軍官名と併記して「典作」の二字が見えることに注目し、その職掌が「備品・施設を補修・造營する」ものである事を明らかにした。そうして、「高高碑」碑陰を含めて北魏時代の典作に関する数少ない史料のほとんどが、地方軍の軍官が兼職するものとして現れていることから、「68號文獻」の「兼」の具體的内容として、典作という官職を想定した。その上で典作の置かれる場所について、下級単位である「軍」や戍よりも上級単位で

ある鎮においてより多くの典作が置かれていたであろうと推測し、従って、本文獻の前半部（十二名中十一名が兼職あり）は敦煌鎮に直屬する軍隊を対象とする名籍であるという結論に達した。

以上の如くであるが、この結論を基に、本稿の最後に「68號文獻」正面の書寫年代についても一言述べておきたい。本文獻の書寫年代について、楊森氏は『魏書』官氏志の幢將置廢の記述により、上限を道武帝の登國元年(386)、下限を孝文帝の太和四年(480)とするが、これに對して湯長平氏は同書に引く「太和前令」には「宿衛幢將」が記載されるものの、「太和後令」にはそれがないことから、下限を太和二十三年(499)にまで下げる。しかしこれらはいずれも、禁軍もしくは「二部」の幢將を対象とした記述であって、軍鎮における幢將ではない。これだけを以って判断するのは危険である。本文獻の記載内容が敦煌鎮における鎮直屬軍および酒泉軍のものとする、敦煌鎮・酒泉軍の置廢にも注意しなければならない。敦煌鎮の置廢については『元和郡縣圖志』40に

後魏太武帝於郡置敦煌鎮、明帝罷鎮立瓜州、以地爲名也。

とあり、また酒泉軍については同書同卷に

後魏太武帝平沮渠氏、以酒泉爲軍、屬燉煌鎮。明帝孝昌中、改鎮立瓜州、復置酒泉郡。

とある。要するに北涼を滅ぼした後に敦煌鎮と酒泉軍を置いたのであるが、『二十五史補編』所収の「東晉南北朝輿地表」では、敦煌鎮の設置を太武帝の太平真君元年(440)に、また廢止を孝明帝の孝昌二年(526)としている。では本文獻の書寫年代を440年から526年の間に設定してよいかというと、上限については問題ないが、下限には問題がある。というのは、孝文帝期には強力な漢化政策のもと、各地の軍鎮は順次廢止されるなど、大きな變革の波にさらされていた。敦煌鎮についても『元和郡縣圖志』40に

福祿縣、本漢樂涪縣、屬酒泉郡。後魏太武帝平沮渠茂虔、改縣爲戍、隸敦煌鎮。

孝文帝改爲樂涪縣。

とあるように、孝文帝期に管内の樂涪戍が民政單位である縣に變更されており、こうした軍鎮をめぐる變革の波の中で、軍官組織にも改編が加えられた可能性が高い。『魏書』官氏志の幢將廢止の記事（「(太和)四年、省二部内部幢將」）は、この點において参照に價する。ただし、湯氏の指摘する通り、太和前令(太和十七年)には宿衛幢將の名が見えることから、下限については湯氏の說に従って太和後令頒布(太和二十三年)前、とするのが妥当かと思う。つまり、本文獻の書寫年代に關する筆者の見解は、上限が太武帝の太平真君元年(440)で下限が太和二十三年(499)、ということになる。

北魏時代の軍官、特に地方軍の軍官に関して、傳世の文献史料にはほとんど記述が残されておらず、従ってその實態の解明には大きな限界がある。この「68號文献」は、そうした既存の史料の闕を補うことのできる、貴重な史料である。しかしそれと同時に、その特徴ゆえの限界をも併せ持つ。つまり、本文獻を解讀するための手掛かりが、正史などの編纂史料にはごく僅かしか残されていないのである。しかも、総計五万點とも言われる敦煌文献の中でも「68號文献」に類する文献は他にないため、比較検討することもできない。稀少であるがゆえの限界をいかに克服して、その價値を發揮させるか。本稿ではこの課題に取り組むべく、石刻史料なども用いていくつかの點に関して論證を試みたが、所によっては推測に推測を重ねたきらいがあることも否めない。忌憚のない批判を乞いたい。